

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	筑紫野市

筑紫野市鳥獣被害防止計画

(令和6年4月11日一部変更)

<連絡先>

担当部署名 筑紫野市環境経済部農政課
所在地 筑紫野市石崎一丁目1番1号
電話番号 092-923-1111
FAX番号 092-923-9634
メールアドレス nousei@city.chikushino.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、タヌキ、アナグマ カラス、ドバト、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福岡県筑紫野市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稲	4,168 千円	396 a
	タケノコ	808 千円	201 a
	クリ	0 千円	0 a
ニホンザル	野菜等	0 千円	0 a
ニホンジカ	水稲	0 千円	0 a
	ヒノキ（壮齢林）	9 千円	10 a
	杉（幼齢林）	0 千円	0 a
	野菜	0 千円	0 a
アライグマ	—	0 千円	0 a
タヌキ	—	0 千円	0 a
アナグマ	—	0 千円	0 a
カラス	麦類	0 千円	0 a
	果樹、野菜	0 千円	0 a
ドバト	麦類	0 千円	0 a
	果樹、野菜	0 千円	0 a
ヒヨドリ	野菜	0 千円	0 a
	果樹	0 千円	0 a
合 計		4,985 千円	607 a

(2) 被害の傾向

<p>イノシシについては、有害鳥獣被害調査において最も被害が大きく、市の平坦地を除く全区域にわたり被害をもたらしており増加傾向にある。特に、近年は市街地周辺農家の庭先にも出没している状況である。</p> <p>ニホンザルについては、農作物への被害状況は把握できていないが、背振山系で那珂川市と接する山口地域において特に多く出没が確認され、近年住宅地に頻繁に出没し、民家の果樹を食べたり、人を威嚇するなどの生活被害が発生している。</p> <p>ニホンジカについての被害状況は、一部で山林食害が発生している。三郡山系で飯塚市と接する山家地区及び御笠地区の山間部の広い範囲で出没が確認され、今後相当の山林食害と、麦、野菜等の被害が懸念される。</p> <p>アライグマ、タヌキ、アナグマについては、住宅地域での生活被害に関する報告が以前から寄せられていた。近年、農村部でも目撃情報が急増しており、今後、農業被害の発生が強く懸念される。</p> <p>鳥類については、特にヒヨドリによるブロッコリー等の食害が確認され、本来は渡り鳥であるため、近年では隔年毎に大きな被害が発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	被害金額	4,976千円	4,015千円
	被害面積	597a	483a
ニホンザル	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
ニホンジカ	被害金額	9千円	10千円
	被害面積	10a	7a
アライグマ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
タヌキ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
アナグマ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
カラス	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
ドバト	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
ヒヨドリ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、ヒヨドリについては、前年度の被害状況に鑑み市有害鳥獣駆除班に依頼し、銃器・わなによる捕獲を実施している。</p> <p>また、農林業者の自衛のための箱わなによるイノシシの捕獲許可により、捕獲を行っている。平成20年度から、狩猟免許取得補助を実施している。</p> <p>ニホンザルについては、主に住宅地等での追い払い活動を実施している。</p> <p>鳥類については、銃器による捕獲を実施している。</p>	<p>近年の地球温暖化の影響を受け冬季の寒さが以前ほど厳しくなくなっており、猟期における狩猟者の捕獲だけでは個体調整を行うまでには至っておらず、イノシシの個体数は増加傾向にある。狩猟者、駆除班員は高齢化及び減少にあることから、今後自ら捕獲する農林業者を増やす必要がある。</p> <p>また、アナグマ等の小動物による被害が散見されることから、今後これらへの対処を検討する。</p> <p>ニホンザルについては、近年隣接する那珂川市にて被害が拡大しているとの情報があり、今後対策を検討する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成23年度から平成29年度にかけて金網柵を設置した。</p> <p>平成4年度より有害鳥獣対策補助事業として、市単独の電気柵設置補助を継続して実施している。</p>	<p>イノシシの電気柵については、効果を保つために設置場所の草刈等が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えるため、放任果樹の除去等について、周知を行っている。</p>	<p>管理が高齢化によりできにくくなっているが、集落での取り組みにまで至っていない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>(広域連携)</p> <p>本市と大野城市の鳥獣被害防止対策協議会の連携による、広域的な被害防止対策や捕獲方法の検討、情報交換を行うため広域連絡協議会を設立した。本協議会では、それぞれ抱える課題や有効対策等を共有しながら、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む体制を整備し、被害を受けにくい環境づくりを目指すことにより農作物被害の軽減に向け対策を推進する。</p> <p>(筑紫野市)</p> <p>イノシシについては、農林業者の自衛のための箱わなによる捕獲を推奨するとともに、有害鳥獣駆除班による銃器及び罠等による鳥獣の捕獲を実施する。また、鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、ソフト面では推進体制の整備、個体数調整、狩猟免許取得者の拡充等を行い、ハード面では、罠の増設、金網柵の設置に取り組む。</p> <p>ニホンザルについては、福岡県ニホンザル対策基本方針に基づき、筑紫野市サル被害対策実施計画をたて、地元農家と連携を図りロケット花火等による効果的な追い払い等を中心とした被害防止に努める。</p> <p>ニホンジカについては、括り罠・銃器等により捕獲を実施するとともに、必要に応じ進入防止柵の増設等を実施する。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物法及び有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲を実施する。</p> <p>タヌキ、アナグマについては、銃器及び罠等による鳥獣の捕獲を実施し、個体数の調整を図る。</p> <p>鳥類については、引き続き銃器による捕獲を実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシ</p> <p>筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による銃器・罠等を用いた捕獲の実施及び農林業者の自衛のための箱わなによる捕獲の推進を図る。また、鳥獣被害防止総合支援事業を活用して捕獲機材を購入することにより、捕獲器具の充実を図り個体数調整に努める。</p> <p>ニホンザル</p> <p>現状では、農林産物に対する被害状況は把握できていないが、今後も被害防止に努める。</p> <p>ニホンジカ</p> <p>筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による銃器及び罠等を用いた捕獲の実施、自衛のための箱わなによる捕獲の推進を図る。</p> <p>アライグマ</p> <p>筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による罠等を用いた捕獲の実施及び農林業者の自衛のための箱わなによる捕獲の推進を図る。また、外来生物法に基づく防除実施計画の捕獲従事者台帳に記載された捕獲従事者を中心として捕獲体制を整備する。</p> <p>タヌキ、アナグマ</p> <p>現状では、農林産物に対する被害状況は把握できていないが、今後も被害防止に努める。</p> <p>鳥類</p> <p>筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による銃器を用いた捕獲を実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 令和6年度 令和7年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合支援事業を活用し箱罠等の捕獲機材を購入する。 ・狩猟免許取得補助を実施する。 ・捕獲従事者へ情報提供を行い、早期対応による被害軽減を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
福岡県が策定した鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合性を図りながら、捕獲実績に基づき被害軽減目標を達成するために適切な捕獲計画数の設定を行う。	
イノシシ 過去3年間の捕獲実績（令和元年度481頭・令和2年度644頭・令和3年度670頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、年間800頭を見込んでいる。	
ニホンジカ 過去3年間の捕獲実績（令和元年度33頭・令和2年度45頭・令和3年度74頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、令和4年度時点では年間100頭を見込んだ。しかし、令和4年度の捕獲実績110頭、並びに令和5年度末の捕獲数推計165頭の状況を鑑み、個体数の増加が著しい状況と判断し、令和6・7年度の捕獲計画数を年間200頭に見直す。（令和5年度一部見直し）	
アライグマ 過去3年間の捕獲実績（令和元年度37頭・令和2年度37頭・令和3年度43頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、年間70頭を見込んでいる。	
タヌキ、アナグマ 農家からの被害報告が増え、繁殖力が強いいため、年間50頭を見込んでいる。	
カラス・ドバト・ヒヨドリ 過去の捕獲実績及び生息数等を基に、被害状況を加味して捕獲計画数を設定する。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	800	800	800
ニホンジカ	100	200	200
アライグマ	70	70	70
タヌキ	50	50	50
アナグマ	50	50	50
カラス	100	100	100
ドバト	150	150	150
ヒヨドリ	150	150	150

捕獲等の取組内容
イノシシ・ニホンジカ・タヌキ・アナグマ 作物の収穫時期等必要な時期に、銃器・箱わな・くくりわなを用いて捕獲を行う。捕獲地域は市内全域とする。
アライグマ 特定外来生物法及び有害鳥獣捕獲許可に基づき適宜捕獲。
カラス・ドバト・ヒヨドリ 作物の収穫時期等必要な時期に、銃器を用いた捕獲を行う。捕獲地域は市内全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカの生息数が増加傾向にあり、大型化がみられる。このため、捕獲効率を向上させることが期待できる。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 20 セット	電気柵 20 セット	電気柵 20 セット
	WM柵 10,000 m	WM柵 10,000 m	WM柵 10,000 m
ニホンジカ	金属網 (増設)	金属網 (増設)	金属網 (増設)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 令和6年度 令和7年度	イノシシ	侵入防止柵の管理は、筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会が各地区の管理運営協議会に委託している。各地区では、定期的な点検、補修を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

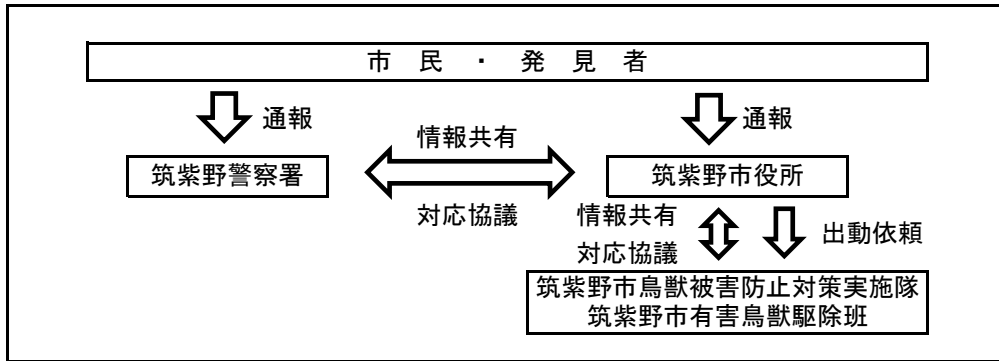
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 令和6年度 令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	集落に鳥獣を寄せ付けない環境を整えるため、緩衝帯の設置や放任果樹の除去等について、周知を行う。 被害防止の基礎となる、生息状況調査を地元農家からの聞き取りにより実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
筑紫野警察署	住民の安全確保にかかる現場対応
筑紫野市役所	捕獲許可、広報、周知
筑紫野市鳥獣被害対策実施隊	追い払い、捕獲
筑紫野市有害鳥獣駆除班	追い払い、捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者自身により捕獲した有害鳥獣は、生態系に影響を与えないように埋設処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市には、処理加工施設等がなく、販売・流通体制が整備されていないため、利用推進は難しい。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

① 筑紫野・大野城地域鳥獣被害防止対策広域協議会

構成機関の名称	役割
筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携
大野城市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携

② 筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
市有害鳥獣駆除班	狩猟者、駆除班の立場から、事務局が企画内容を検討、助言を行い個体数調整を実施する。
農事実行組合地区代表	被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うと伴に、地元との調整を行う。
中山間地代表	中山間地域の被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うと伴に、地元との調整を行う。また、自衛防除を行う。
福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター	事務局の企画立案に対し、技術的な助言、検討を行う。
筑紫農業協同組合農業振興課	事務局に協力し企画立案、防除対策に取り組む。
筑紫野市環境経済部農政課	事務局として協議会を総括し、防除対策に取り組む。

③ 大野城市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
大野城市農事推進委員会	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○地元農業者との連絡調整 ○被害等の把握、情報提供 ○被害防止対策の実施
筑紫農業協同組合	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○被害等の把握、情報提供 ○農家への営農指導
大野城市有害鳥獣駆除員	○有害鳥獣捕獲の実施 ○効果的な捕獲方法等の指導
福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター	○事務局の企画立案に対し、技術的な助言、検討を行う
大野城市地域創造部ふるさとにぎわい課	○関係機関との連携体制の構築
大野城市建設環境部環境・最終処分場対策課	○事務局として協議会活動を統括

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県福岡農林事務所	協議会の活動に対し、指導助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

筑紫野市鳥獣被害対策実施隊の設置 ・実施隊員は農政課等の職員や、民間の狩猟者より選出し構成する。 筑紫野市鳥獣被害対策実施隊の活動内容 ・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。 ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

侵入防止柵等の設置及び管理について集落的な取り組みを推進するとともに、追い払い等の啓発を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害に係る情報を関係機関と共有し有効な取組を推進する。
